

## 行政手続等における本人確認に関する調査 【 資 料 】

資料 1	調査対象行政手続等における国の法令・通知による本人確認の手順・方法等の規定状況……………	1
資料 2	調査対象行政手続等における出先機関等間の運用の差異の状況……………	2
資料 3	行政手続等における本人確認の厳格性（実在性、同一性）及び証書等の交付の確実性に関する判断フロー……………	3
資料 4	調査対象行政手続等における本人確認の厳格性等の整理……………	4
資料 5	転送不要郵便を利用した本人確認のフロー図……………	7
資料 6	証書等が本人確認書類として二次利用される際の信頼性の判断フロー……………	9
資料 7	調査対象行政手続等のうち、利用に係る同一性の担保が「d」と分類された証書等の提示等のみでも本人確認を認めている手続……………	10

資料1 調査対象行政手続等における国の法令・通知による本人確認の手順・方法等の規定状況

行政手続の事務の種類等	調査対象 手続数	国の法令又は通知で 本人確認の手順・方法 等を規定している手 続数		国の法令又は通知で本人 確認の手順・方法等を 規定していない手続数	
		本人確認固有行為	事実上の本人確認行為		
国の機関の事務	31	28	8	26	3
国が公益法人に委託した事務	1	1		1	
地方公共団体の法定受託事務	12	10	3	7	2
地方公共団体の自治事務	28	19	4	15	9
健康保険組合等公法人の事務	3	2		2	1
独立行政法人の事務	2	2		2	
その他	2				2
<b>【行政手続 小計】</b>	<b>【79】</b>	<b>【62】</b>	<b>【15】</b>	<b>【53】</b>	<b>【17】</b>
民間取引	3	3	3		

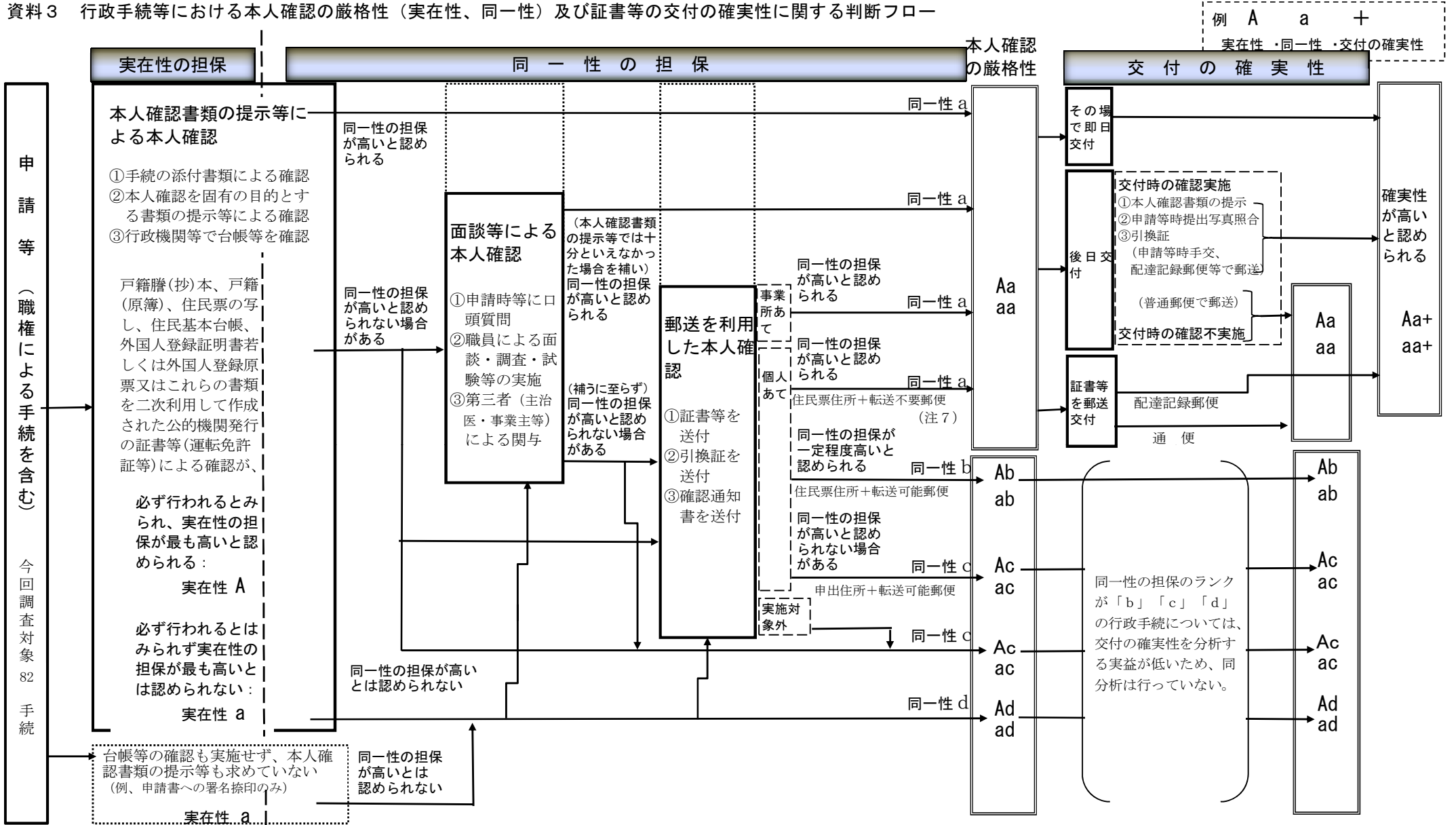
(注) 調査は、平成18年8月～11月に行われたものであり、調査結果は、その時点における制度・運用に基づいている。

資料2 調査対象行政手続等における出先機関等間の運用の差異の状況

行政手続等の事務の種類等	調査対象 手続数	複数の出先機関等で事務が 実施されている手続数	本人確認の手順・方法等の運用 に差異がみられた手続数	本人確認の手順・方法等の 運用に特に差異はみられ なかった手続数
国の機関の事務	31	29(8)	3(3)	26(5)
国が公益法人に委託した事務	1	0(0)	—	—
地方公共団体の法定受託事務	12	12(3)	9(1)	3(2)
地方公共団体の自治事務	28	28(4)	19(4)	9(0)
健康保険組合等公法人の事務	3	2(0)	1(0)	1(0)
独立行政法人の事務	2	1(0)	0(0)	1(0)
その他	2	2(0)	1(0)	1(0)
<b>【行政手続小計】</b>	<b>【79】</b>	<b>【74(15)】</b>	<b>【33(8)】</b>	<b>【41(7)】</b>
民間取引	3	3(3)	2(2)	1(1)

- (注) 1 調査は、平成18年8月～11月に行われたものであり、調査結果は、その時点における制度・運用に基づいている。  
2 括弧内の数字は、国が法令・通知で本人確認を行うことを規定している手続数の再掲である。

資料3 行政手続等における本人確認の厳格性（実在性、同一性）及び証書等の交付の確実性に関する判断フロー



(注) 調査結果を基に、当省が作成した。

資料4 調査対象行政手続等における本人確認の厳格性等の整理

行政手続等の性格による区分	手続名(注2)	実施機関名	事務の種類(注3)	本人確認の厳格性及び証書等の交付の確実性						
				Aa	aa	Ab	Ac	ac	Ad	ad
個人に関する基幹的な公正証書原本記録の作成・変更	住民異動届(転出)	市区町村	④				○			
	印鑑登録(個人)	市区町村	④			○				
	婚姻届	市区町村	③			○				
	出生届	市区町村	③	○						
	外国人の新規登録	市区町村	③	○+						
不特定の用途に向けられた個人認証の発行	住民基本台帳カード(写真付き)の交付	市区町村	④			○				
特定の用途に向けられた個人認証の発行	一般旅券の発給	都道府県	③	○+						
	船員手帳の交付	地方運輸局等	① (③)	○+						
公的な給付の受給資格の付与(金銭給付主体)	療養補償給付たる療養の費用の支給	労働基準監督署	①		○					
	休業補償給付及び休業特別支給金の支給	労働基準監督署	①		○					
	傷病年金の受給権者の定期報告(労災保険)	労働基準監督署	①		○					
	雇用保険被保険者資格取得届	公共職業安定所	①		○					
	失業の認定	公共職業安定所	①		○					
	雇用保険就業促進手当(就業手当)の給付決定	公共職業安定所	①		○					
	教育訓練給付金の給付決定	公共職業安定所	①		○					
	高年齢雇用継続基本給付金の給付決定	公共職業安定所	①		○					
	育児休業基本給付金の給付決定	公共職業安定所	①		○					
	国民年金第3号被保険者資格の認定	社会保険事務所	①		○					
	児童扶養手当の認定	福祉事務所	③	○						
	特別障害者手当の現況確認	福祉事務所	③	○						
	特別児童扶養手当の認定	都道府県、市区町村	③	○						
	特別児童扶養手当の現況確認	都道府県、市区町村	③	○						
	国民年金被保険者資格の確認(20歳到達)	市区町村	③			○				
	企業年金連合会老齢年金給付の裁定	企業年金連合会	⑤				○			
	中小企業退職金共済制度に係る退職金の給付決定	独立行政法人勤労者退職金共済機構	⑥	○						
農業者年金(旧制度)に係る受給権の裁定	独立行政法人農業者年金基金	⑥	○							

行政手続等の性格による区分	手続名(注2)	実施機関名	事務の種類(注3)	本人確認の厳格性及び証書等の交付の確実性							
				Aa	aa	Ab	Ac	ac	Ad	ad	
公的な給付の受給資格の付与(サービス給付主体)	地方公務員共済組合員の認定	地方公務員共済組合	⑤		○						
	健康保険・厚生年金保険被保険者資格の取得の確認	社会保険事務所	①		○						
	船員保険・厚生年金保険被保険者資格の取得の確認	社会保険事務所	①		○						
	船員保険被保険者資格喪失後の継続療養受給の認定	社会保険事務所	①		○						
	健康保険日雇特例被保険者手帳の交付	社会保険事務所	①			○					
	戦傷病者の認定	都道府県	③	○							
	老人保健法75歳到達の届出	市区町村	③	○							
	妊娠の届出(母子健康手帳)	市区町村	④						○		
	身体障害者の認定	市区町村	④	○+							
	療育手帳等の交付	福祉事務所	④	○+							
	政令で定める精神障害の状態であることの認定	市区町村	④		○+						
	介護保険被保険者証の交付(65歳到達)	市区町村	④			○					
	要介護(要支援)の認定	市区町村	④	○							
	国民健康保険被保険者の資格取得の届出	市区町村	④				○				
	健康保険被保険者の資格の取得の認定(組合)	健康保険組合	⑤	○							
免許・資格の付与とこれを制度的に担保する公証行為	普通自動車運転免許の付与	都道府県公安委員会	④	○+							
	原動機付自転車運転免許の付与	都道府県公安委員会	④				○				
	無線従事者免許の付与	地方総合通信局等	①					○			
	消防設備士の資格の付与	都道府県	④					○			
	防火管理者の資格の付与	市区町村等	④					○			
	危険物取扱者の資格の付与	都道府県	④					○			
	クレーン・デリック運転士免許の付与	都道府県労働局	①		○+						
	発破技士免許の付与	都道府県労働局	①					○			
	あん摩マッサージ指圧師免許の付与	(財)東洋療法研修試験財団	②	○+							
	調理師免許の付与	都道府県	④	○							
	特種電気工事資格者免許の付与	産業保安監督部	①	○+							
	認定電気工事従事者免許の付与	産業保安監督部	①	○+							
	電気工事士免許の付与(第一種)	都道府県	④	○+							
	電気工事士免許の付与(第二種)	都道府県	④				○				

行政手続等の性格による区分	手続名(注2)	実施機関名	事務の種類(注3)	本人確認の厳格性及び証書等の交付の確実性						
				Aa	aa	Ab	Ac	ac	Ad	ad
	高圧ガス販売主任者免許の付与	都道府県	④					○		
	動力車操縦者運転免許の付与	地方運輸局	①	○+						
	海技士免許の付与	地方運輸局等	①	○+						
	耐空検査員資格の付与	国土交通本省航空局	①				○			
	航空従事者資格の付与	本省航空局及び地方航空局	①	○+						
	運航管理者資格の付与	国土交通本省航空局	①	○+						
	宅地建物取引主任者の登録	都道府県	④			○				
	宅地建物取引主任者証の交付	都道府県	④			○				
公正証書原本記録の写しの発行	運転経歴証明書の交付(普通自動車運転免許)	都道府県公安委員会	④	○+						
	運転経歴証明書の交付(原動機付自転車運転免許)	都道府県公安委員会	④	○+						
	納税証明(都道府県税)	都道府県	④		○					
	納税証明(市町村税)	市区町村	④				○			
	住民票の写しの交付	市区町村	④					○		
	戸籍の附票の写しの交付	市区町村	④					○		
	印鑑登録証明書(個人)の発行	市区町村	④	○+						
	戸籍謄(抄)本の交付	市区町村	③					○		
個人以外に関する基幹的な公正証書原本記録の作成・変更	納税証明(国税)	税務署	①		○					
	不動産登記(売買による所有権の移転の登記)	法務局	①	○						
	自動車の新規登録	運輸支局等	①	○						
その他の行政手続	検査対象外軽自動車の使用の届出	運輸支局等	①				○			
	供託	法務局	①							○
	供託物の還付	法務局	①	○						
	学生証の交付(国立大学法人)	国立大学法人	⑦		○+					
民間取引	学生証の交付(私立大学)	私立大学	⑦	○+						
	預貯金口座の新規開設	金融機関	/					○		
	携帯電話等の加入契約	携帯音声通信事業者	/		○					
	認定認証業務における電子証明書の発行	民間認証事業者	/	○						

(注) 1 調査は、平成18年8月～11月に行われたものであり、調査結果は、その時点における制度・運用に基づいている。

2 「手続名」欄のゴシック文字は、本人確認書類として二次利用される証書等が発行される行政手続を示す。

3 「事務の種類」欄は、行政手続の事務の種類を示す。①は「国の機関の事務」、②は「国が公益法人に委託した事務」、③は「法定受託事務」、④は「自治事務」、⑤は「健康保険組合等公法人の事務」、⑥は「独立行政法人の事務」、⑦は「その他」をそれぞれ示している。(民間取引は「/」とした。)

4 「同一性」の担保を「a(高いと認められる)」と分類した手続の中で、証書等の交付の確実性が高いと認められるに手続には、「+」の記号を付記した。

資料5 転送不要郵便を利用した本人確認のフロー図

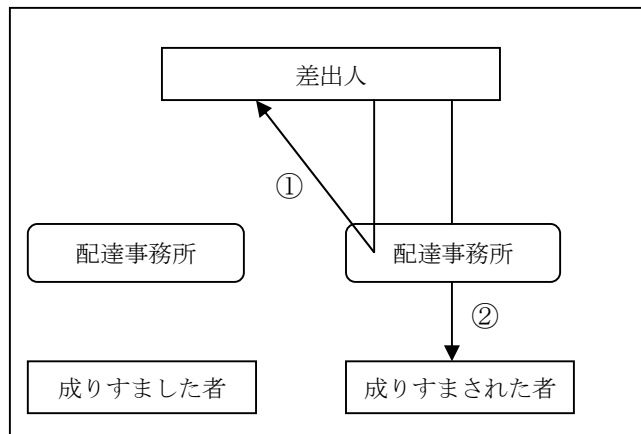
転送不要郵便

差出人が郵便物の宛先面に「転送不要」と記載することで、たとえ転居届が郵便事業株式会社の事務所（郵便局を含む）に出されていても、転送サービスを実施せずに差出人に返送する取扱。

郵送を利用した本人確認においては、当該行政手続や民間取引で発行される証書等などの関係書類を、転送不要郵便で住民票住所あてに送付することで、成りすまし防止対策としての効果が期待される。

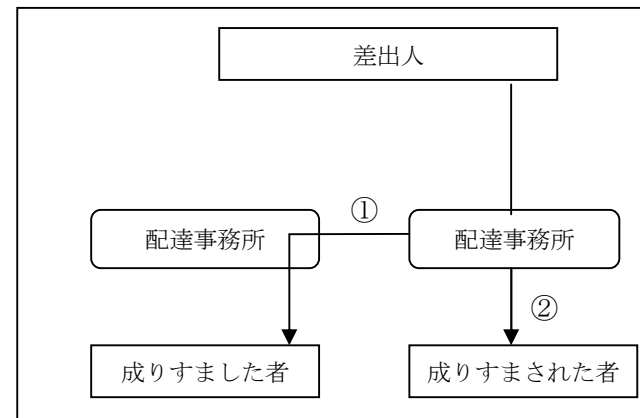
- 郵送を利用した本人確認を行った場合の成りすまし防止の効果の分類（他人に成りすました者が自己の宛先で申請等した場合）

パターン1 住民票住所に転送不要郵便で送付した場合



- ① 成りすました者により転居届が出されている場合  
→ 配達事務所は転送サービスを実施せず差出人に返送する
- ② 成りすました者により転居届が出されていない場合  
→ 配達事務所は成りすまされた者に送付する

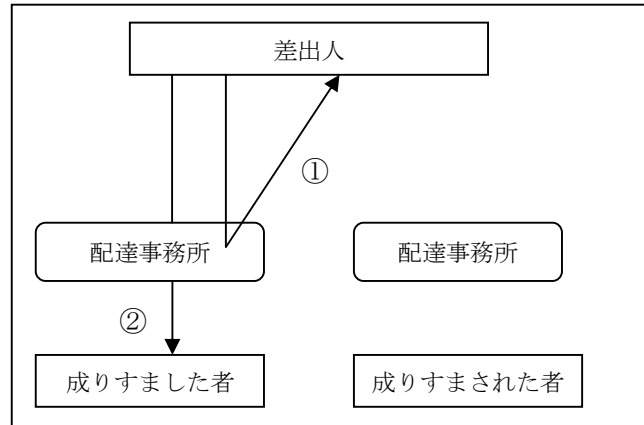
パターン2 住民票住所に転送可能郵便で送付した場合



- ① 成りすました者により転居届が出されている場合  
→ 配達事務所は転送サービスを実施し、成りすました者に送付する
- ② 成りすました者により転居届が出されていない場合  
→ 配達事務所は成りすまされた者に送付する

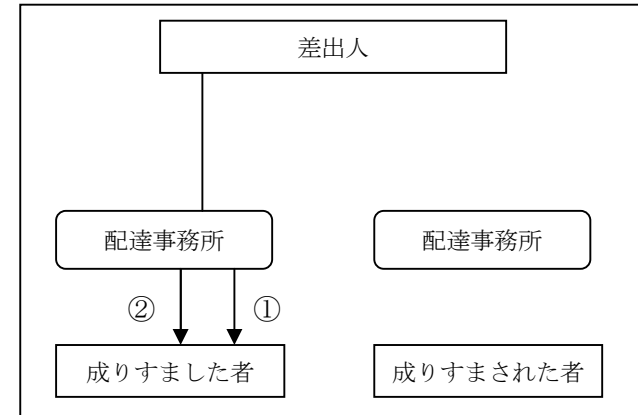


**パターン3** 申出住所に転送不要郵便で送付した場合



- ① 成りすました者により転居届が出されている場合  
→ 配達事務所は転送サービスを実施せず差出人に返送する
- ② 成りすました者により転居届が出されていない場合  
→ 配達事務所は成りすました者に送付する

**パターン4** 申出住所に転送可能郵便で送付した場合



- ① 成りすました者により転居届が出されている場合  
→ 配達事務所は転送サービスを実施し、成りすました者に送付する
- ② 成りすました者により転居届が出されていない場合  
→ 配達事務所は成りすました者に送付する

現在、「転送可能郵便」で送付している手続については、送付方法を「転送不要郵便」とすることで、申請者等の「同一性」の担保を高める余地がある。ただし、例えば、独居者が長期入院等の事情で住民票住所を不在にし、郵便事業株式会社の転送サービスを利用しているケースなど、転送不要郵便による送付が申請者等への証書等の到達を困難にする場合もある。転送不要郵便で送付することについての事前の周知・説明の徹底、証書等の使用開始時期との関係で余裕のある送付時期の設定、転送不要郵便によることに支障がある申請者等について他の本人確認の手法（本人確認書類の提示など）の活用など、申請者等に対する別途の配慮も必要である。

(注) 調査結果を基に、当省が作成した。

二次利用の際の信頼性

証書等に記載されることとなる者以外の者による申請・取得

1. 証書等に記載されることとなる者以外の者による申請・取得ができない

2. 証書等に記載されることとなる者以外の者による申請・取得ができる

発行手続における本人確認の厳格性等の分類結果 【注1】

発行に係る実在性の担保	発行に係る同一性の担保	交付の确实性
A	a	+
a	b	
	c	
	d	

例

一般旅券の発給	A a +
印鑑登録証明書の発行	A a +
妊娠の届出（母子健康手帳）	A d

他人への提出

1. 取得後に他人へ提出することを通常としない（証書等に記載されている者本人による保持を予定）

2. 取得後に他人へ提出することを通常とする

①発行後間もないもの

②発行後長期間たったもの（3月超）

発行に係る「同一性」の担保の分類結果にかかわらず、

利用に係る「同一性」の担保は **d**（「交付方法の确实性」の+は、はずす）

証書等の記載事項等

写真の有無

1. 写真付き

利用に係る「同一性」の担保が高い（a、b）証書等

「p」を付記

同一性の担保が高くない（c、d）証書等は、写真付きでも「n」を付記

2. 写真なし 「n」を付記

氏名・生年月日の記載

証書等取得者が自筆で記載

発行に係る「実在性」「同一性」の担保の分類結果にかかわらず、

利用に係る「実在性」の担保は **a**（氏名自筆）

利用に係る「同一性」の担保は **d**（「交付方法の确实性」の+は、はずす）

証書等が本人確認書類として二次利用される際の信頼性 【注2】

利用に係る実在性の担保	利用に係る同一性の担保		交付の确实性
	写真		
A	a	p	+
a	b	n	
	c		
	d		

例

一般旅券	A a p +
印鑑登録証明書	
発行日から3月以内	A a n +
発行日から3月超	A d n
母子健康手帳	a d n
住民票の写し	A d n
戸籍謄（抄）本	A d n

証書等に記載されることとなる者についての証書等の発行手続の内容

利用に係る「実在性」の担保：  
証書等に記載されている者について、発行手続において、戸籍謄（抄）本、戸籍（原簿）、住民票の写し、住民基本台帳等による確認が、  
・必ず行われたとみられ、実在性の担保が最も高いと認められる **A**  
・必ず行われたとはみられず、実在性の担保が最も高いとは認められない **a**

利用に係る「同一性」の担保：  
「申請者等本人以外の者による保持が想定されない」という本人確認書類としての前提を欠いており、 **d**（写真付き・なしにかかわらず、「n」）

実在性の担保	同一性の担保
A 最も高いと認められる	a 高いと認められる
a 最も高いとは認められない	b 一定程度高いと認められる
	c 高いと認められない場合がある
	d 高いとは認められない

「証書等の発行手続における本人確認の厳格性（発行手続の申請者の実在性、同一性がどの程度担保されていたか）」の分類結果【注1】と「証書等が本人確認書類として二次利用される際の信頼性（二次利用手続申請者等の実在性、同一性を担保する効果）」の分類結果【注2】は、必ずしも一致しない。

（注）調査結果を基に当省が作成した。

資料7 調査対象行政手続等のうち、利用に係る「同一性」の担保が「d」と分類された証書等の提示等のみでも本人確認を認めている手続

証書等	行政手続等	備考
利用に係る「同一性」の担保が「d」と分類された証書等 【本人確認書類として二次利用する際の信頼性の分析結果】	・左記の証書等の提示等のみでも本人確認を認めている手続(①) ・左記の証書等の提示等に合わせて他の手順・方法等を実施しているが、当該手順・方法等を合わせても申請者等の「同一性」の担保として有効とはみられない場合がある手続(②) 【手続の厳格性等の分析結果】	(②の行政手続等について) 左記の証書等の提示等に合わせて実施される手順・方法等で、申請者等の「同一性」の担保として有効とはみられないもの
住民票の写し 【A d n】	原動機付自転車運転免許の付与(②) 【A c】	視力等について行う適性試験・多数集合した筆記試験・3時間の原付講習
	無線従事者免許の付与(②) 【a c】	1～2日で終了する講習・試験の修了証明書・合格通知書の提出
	発破技師免許の付与(②) 【a c】	1日で終了する試験の合格通知書の提出
	電気工事士免許の付与(第二種)(②) 【A c】	1日で終了する試験の合格通知書の提出
	納税証明(市町村税)(①) 【A c】	—
	検査対象外軽自動車の使用の届出(①) 【A c】	—
戸籍の附票の写し 【A d n】	納税証明(市町村税)(①) 【A c】	—
戸籍謄(抄)本 【A d n】	無線従事者免許の付与(②) 【a c】	1～2日で終了する講習・試験の修了証明書・合格通知書の提出
	耐空検査員資格の付与(②) 【A c】	後見登記等登記事項証明書及び本人による発行書類の提出
	納税証明(市町村税)(①) 【A c】	—
印鑑登録証明書(個人) (発行日から3月超) 【A d n】	無線従事者免許の付与(②) 【a c】	1～2日で終了する講習・試験の修了証明書・合格通知書の提出
	納税証明(市町村税)(①) 【A c】	—
納税証明書(国税) (発行日から3月超) 【a d n】 納税証明書(都道府県税) (発行日から3月超) 【a d n】 納税証明書(市町村税) (発行日から3月超) 【A d n】	国民健康保険被保険者の資格取得の届出(①) 【A c】	—

証書等	行政手続等	備 考
利用に係る「同一性」の担保が「d」と分類された証書等 <b>【本人確認書類として二次利用する際の信頼性の分析結果】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記の証書等の提示等のみでも本人確認を認めている手続(①)</li> <li>・左記の証書等の提示等に合わせて他の手順・方法等を実施しているが、当該手順・方法等を合わせても申請者等の「同一性」の担保として有効とはみられない場合がある手続 (②)</li> </ul> <b>【手続の厳格性等の分析結果】</b>	(②の行政手続等について) 左記の証書等の提示等に合わせて実施される手順・方法等で、申請者等の「同一性」の担保として有効とはみられないもの
母子健康手帳 <b>【 a d n 】</b>	住民異動届（転出）(①) <b>【 A c 】</b>	—
	国民健康保険被保険者の資格取得の届出 (①) <b>【 A c 】</b>	—
	納税証明（市町村税）(①) <b>【 A c 】</b>	—
	口座の新規開設 (①) <b>【 a c 】</b>	—
(参考) 民間機関発行の証書等 例 社員証、診察券、 貯金通帳、 キャッシュカード	住民異動届（転出）(①) <b>【 A c 】</b>	—
	国民健康保険被保険者の資格取得の届出 (①) <b>【 A c 】</b>	—
	納税証明（市町村税）(①) <b>【 A c 】</b>	—
	住民票の写しの交付 (①) <b>【 a c 】</b>	—
	戸籍の附票の写しの交付 (①) <b>【 a c 】</b>	—
	戸籍謄（抄）本の交付 (①) <b>【 a c 】</b>	—

(注) 調査は、平成 18 年 8 月～11 月に行われたものであり、調査結果は、その時点における制度・運用に基づいている。